

# 重要事項説明書 (令和5年4月1日現在)

## こども園の名称及び所在地

名称：社会福祉法人わかめ福祉会  
 保育所型認定こども園第2かぐらこども園  
 所在地：那覇市宇栄原3-16-13  
 電話：098-996-5069

### 運営主体

名称：社会福祉法人わかめ福祉会 法人本部：那覇市首里石嶺町3-199-2

こども園概要園	園名	第2かぐらこども園		園長名	新城枝里子						
	職員数	園長	1	組名	ひよこ	うさぎ	こあら	ぱんだ	きりん	ぞう	計
		主幹保育教諭	1		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		主任保育士	1		12	18	18	23	23	23	117
		保育教諭	16～	定員							
計	19～										

その他：事務員1名，看護師1名，保育士補助・保育教諭補助2名，調理員3名

### 嘱託医・栄養士

園医	さつきクリニック	098-857-1500
園歯科医	さつき歯科クリニック	098-857-6480
栄養士	野原正子	

### 開園日 利用時間

開所時間：7：00～19：00

教育時間：8：15～14：00

利用時間は支給認定の区分に応じて以下のように決定する。

- (1) 1号認定児 8：15～14：00
- (2) 2号認定児のうち保育標準時間認定を受けたもの  
7：00～18：00
- (3) 2号認定児のうち保育短時間認定を受けたもの  
8：00～16：00

### 休園日 (こども園がお休みの日)

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) 第3条の休日
- (3) 6月23日慰霊の日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) その他市長が必要と認める日(暴風警報・特別警報が発令された場合)

### 休業日

1号認定園児の教育及び保育を行わない日は、休園日のほか次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月5日

- (3) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで
- (4) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の火曜日から10月の第2月曜日の直後の金曜日まで
- (5) 冬季休業日 12月28日から翌年の1月3日まで
- (6) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで
- (7) その他市長が必要と認める日

## 子育て支援

- (1) 保護者及び地域家庭が子育てを実践する力を向上させることを積極的に支援するために必要な情報提供や相談支援を行う。
- (2) 発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対しては、十分な配慮のもと保育や支援を行い必要な情報提供を行う。
- (3) 子育て支援事業として、次の事業を実施する。
  - 1・一時預かり事業（幼稚園型）
  - 2・延長保育事業
  - 3・発達支援保育事業
  - 4・子育て支援事業

## 費用

利用者負担金(保育料)は「子ども・子育て支援法」により無償とし、その他教材及び給食費等(別表1)に関してはこども園へ引き落としにて支払う。

給食費等の引き落としは17日とします。(土日にあつた場合は週明けになります。)給食費の引き落としは、毎月払い、引き落としの際には110円の手数料(保護者負担分)を合わせて負担いただきます。(4月のみ27日引き落とし)

1号認定において、必要に応じて幼稚園型一時預かりを利用することが出来る。その際、2号認定の要綱がある場合(新2号認定)は預かり保育等の費用を免除される場合があります。

利用認定の変更があつた場合には速やかに那覇市に届けをしこども園へ知らせて下さい。

## 利用の開始及び終了に関する事項

市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた日から始まる。以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 那覇市の定める利用承諾期間が終了したとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 安全対策と事故防止

- (1) 安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- (2) 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- (3) アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- (4) 事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録するとともに、事故発生

の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、那覇市こども教育保育課に報告する。

### 緊急時における対応方法

- (1) 教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医へ相談及びその他必要な措置を講じる。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、関係機関及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害に対する賠償その他必要な措置を講じる。

○保障制度：保育時間内の事故に対する災害給付については、日保協の傷害保険で対応します

### 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施するものとする。

#### 災害時の避難場所

- (1) 園舎火災の場合は  
①かぐらこども園      ②ジップマートの駐車場
- (2) 地震で建物が倒壊した場合  
①かぐらこども園      ②ジップマートの駐車場
- (3) 河川の氾濫・津波の恐れがある場合  
①当園の屋上      ②かぐらこども園ホール

#### 備蓄・一時避難場所・収容避難場所・広域避難場所

備蓄：	水、ミルク、アルファ米使用の食料品、ビスケット、パン等		
一時避難所：	高前原公園		
収容避難所：	小禄中学校	指定避難所：	さつき小学校
広域避難所：	奥武山公園・漫湖公園		

### 虐待の防止のための措置

- (1) 園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。
- (2) 園児に対する虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律等の規定に基づき、関係機関との連携を図るものとする。

## 意見・要望・苦情対応

- (1) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。  
無記名でいつでも意見が出せるように、玄関先に意見箱を設置する
- (2) 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、常に改善を図るよう努めるものとする。
- (3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

○相談窓口

要望・苦情等にかかる窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名：佐渡山千夏	TEL：098-996-5069
相談・苦情解決責任者	氏名：新城枝里子	TEL：098-996-5069
第三者委員	氏名：宇保 新一	
	氏名：比嘉 理恵	
受付方法	・mail/書面等	

## 秘密の保持

- (1) 職員は、その業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持するものとする。
- (2) 職員は、本園の子育て支援事業を利用した子ども及びその家族の秘密を保持するものとする。
- (3) 職員は、本園の職員でなくなった場合においても、第1項及び第2項に規定する秘密を保持するものとする。

## その他運営に関する重要事項

- (1) 当園は利用者及び利用児童の個人情報を遵守し、他に提供はしないこととする。但し、利用児童の誕生会の写真や活動の写真に関しては活動報告の範囲で使用します。不都合のある場合はこども園へ申し出て下さい。

但し、法令に基づく場合・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等は情報を提供する場合があります。

- (2) 毎月配信する園だよりに当月と次月の主な予定を記載いたします。  
\*年間予定表と異なる場合があります。必ずご確認ください。
- (3) 登降園時の事故、駐車場でのトラブルについて園は一切の責任は負いません。
- (4) 活動や関わり合いに伴うケガ（顔や歯、目のケガ、噛みつき、ひっかき傷、打撲、骨折、脱臼等も含む）等が起こることがあります。こども園は子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、さまざまなことを試し、興味を広げ育っていく場です。ご理解よろしく申し上げます。

- (5) 保護者及び保護者に準ずる方のお迎え後、再度登園することはできません。但し、デイケア等やむを得ない事由の場合はその都度園長等と相談の上受け入れの決定をいたします。\*保護者以外の方がお迎えの場合は、事前にこども園へ連絡をしてください。  
【5歳児に関しては5年生以上のお迎えは連絡があれば可】
- (6) 園長不在の際は、全ての業務の代理責任者を主幹とする。
- (7) その他第2かぐらこども園の利用にあたっての留意事項は「入園のしおり」に定めます。

### 業務の質の評価

第三者評価については、3年に1度行い、その結果を公表します。

第2かぐらこども園教育・保育の提供を開始するにあたり、第2かぐらこども園のしおり及び本重要事項説明書に沿って説明を行いました。

社会福祉法人わかめ福祉会  
保育所型認定こども園 第2かぐらこども園  
那覇市宇栄原3-16-13

園長 新城 枝里子